

第 202400171714 号  
防起第 1290 号 - 1  
発境防第 1538 号  
令和 6 年 10 月 11 日

原子力規制委員長 山中 伸介 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

#### 島根原子力発電所 2 号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

#### 記

- 1 島根原子力発電所 2 号機の安全確保については、現在行われている使用前事業者検査等にかかる所要の法令上の手続きについて、原子力規制検査等において厳格に確認を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。併せて、令和 6 年能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に関して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直す等厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機の運用は、長期間の停止や施設・設備が増設されており、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。また、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化及びヒューマンエラー防止対策などについて、厳格に確認していくこと。
- 3 島根原子力発電所では、たびたび火災等の事案が発生している。原因究明と再発防止対策を厳格に確認すること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善の取組について、厳格に確認していくこと。

- 4 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。
- 5 中国電力が自主的に行うものも含め、島根原子力発電所の汚染水流出を防止する対策を確認するとともに、適切に実施させること。
- 6 中国電力がプルサーマルを実施するときは厳格な審査等を行うこと。また、周辺自治体の安全上の不安に応えるよう技術的な特徴や審査結果等について丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 7 原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用方法について、更なる検討を進めること。